



# 長野県報

9月19日(木)  
令和元年  
(2019年)  
第40号

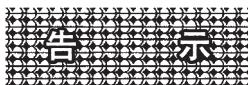
## 目 次

### 告 示

事務処理規則に基づく地域振興局長に交付の権限を委任する補助金等の指定（人事課）	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（4件）（森林づくり推進課）	1
電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路管理課）	2
長野県収入証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所変更の届出（会計課）	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	3

### 公 告

開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	4
建築基準法に基づく道路の位置の指定（4件）（建築住宅課）	4
特定調達契約に係る一般競争入札（学びの改革支援課）	5
特定調達契約に係る落札者の決定（学びの改革支援課）	6
特定調達契約に係る落札者の決定（広報相談課）	6



### 長野県告示第202号

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の規定に基づき、令和元年度において地域振興局長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

令和元年9月19日

長野県知事 阿部 守一

農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付要綱（令和元年8月9日付け元農政マ第93号農政部長通知）の規定に基づく補助金の交付（事業が県全域にわたる団体に係るものを除く。）

人事課

### 長野県告示第203号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和元年9月19日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
安曇野市（次の図に示す部分に限る。）

### 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

### 長野県告示第204号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和元年9月19日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡高森町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、高森町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

高森町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、高森町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

### 長野県告示第205号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和元年9月19日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

木曽郡木曽町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

### 長野県告示第206号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和元年9月19日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北安曇郡小谷村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小谷村（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

### 長野県告示第207号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定します。

令和元年9月19日

長野県知事 阿部守一

道路の種類	路線名	区間
県道	茅野停車場八子ヶ峰公園線	茅野市仲町3番地先から茅野市本町西4番地先まで

道路管理課

## 長野県告示第208号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、令和元年9月11日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更の届出がありました。

令和元年9月19日

長野県知事 阿部守一

	売りさばき人の 氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
新	金井 春樹	上田市中央2丁目21番9号	上田市古里98番地3 古里ビル2F A 行政書士社会保険労務士 金井事務所
旧	金井 博	上田市芳田1380番地33	上田市芳田1380番地33 行政書士社会保険労務士 金井事務所

会計課

## 長野県大町建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和元年10月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年9月19日

長野県大町建設事務所長 木下昌明

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大町麻績インター千曲線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
大町市社字うとふ坂6134番の24地先から 大町市社字うとふ坂6134番の23地先まで	旧	m 5.1～20.0	km 0.0976
同 上	新	12.4～81.2	0.0976

道路管理課

## 長野県長野建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和元年10月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年9月19日

長野県長野建設事務所長 下里 嶽

1 道路の種類 県道

2 路線名 古屋敷境ノ沢線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市中条日下野字古屋敷沖5682番の2地先から 長野市中条日下野字古屋敷沖5625番地先まで	旧	m 4.1～13.3	km 0.1572
同 上	新	5.7～13.3	0.1557

道路管理課

## 長野県大町建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和元年10月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年9月19日

長野県大町建設事務所長 木下昌明

- 1 路線名 大町麻績インター千曲線
- 2 供用を開始する区間  
大町市社字うとふ坂6134番の24地先から  
大町市社字うとふ坂6134番の23地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和元年9月19日

道路管理課

**長野県長野建設事務所告示第2号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和元年10月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年9月19日

長野県長野建設事務所長 下里 嶽

1 路線名 古屋敷境ノ沢線

2 供用を開始する区間

長野市中条下野字古屋敷沖5682番の2地先から

長野市中条下野字古屋敷沖5625番地先まで

3 供用を開始する期日 令和元年9月19日

道路管理課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和元年9月19日

長野県長野建設事務所長 下里 嶽

1 許可番号

令和元年7月1日 長野県長野建設事務所指令元長建第46-2号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市臥竜二丁目689の内、690

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字八町1025-1

岡田産業株式会社 代表取締役 岡田 勇

都市・まちづくり課

**公告**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和元年9月19日

長野県佐久建設事務所長 市岡 進

1 指定番号 佐久第377号

2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

3 指定の年月日 令和元年8月21日

4 指定道路の位置 佐久市岩村田字常木上2324-3、2324-4、2324-5

5 指定道路の延長 22.35メートル

6 指定道路の幅員 4.93メートル

建築住宅課

**公告**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和元年9月19日

長野県伊那建設事務所長 高橋智嗣

1 指定番号 伊那第591号

2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

3 指定の年月日 令和元年8月9日

4 指定道路の位置 伊那市荒井4733-4

5 指定道路の延長 87.60メートル

6 指定道路の幅員 4.03メートル

建築住宅課

**公告**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和元年9月19日

長野県松本建設事務所長 藤池 弘

1(1) 指定番号 松本第352号

(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

(3) 指定の年月日 令和元年8月9日

(4) 指定道路の位置 安曇野市豊科高家6548-5、6548-8、6549-4

(5) 指定道路の延長 19.41メートル

(6) 指定道路の幅員 5.90メートル

2(1) 指定番号 松本第353号

(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

(3) 指定の年月日 令和元年9月3日

(4) 指定道路の位置 安曇野市豊科5461-9、5501-10、5461-9先水、5501-10先道

(5) 指定道路の延長 94.12メートル

(6) 指定道路の幅員 4.80～5.79メートル

建築住宅課

**公告**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和元年9月19日

長野県長野建設事務所長 下里 嶽

1(1) 指定番号 長野第858号

(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

(3) 指定の年月日 令和元年8月13日

(4) 指定道路の位置 千曲市大字稻荷山字町屋敷729-9

(5) 指定道路の延長 88.85メートル

(6) 指定道路の幅員 6.00メートル

2(1) 指定番号 長野第859号